

令和3年度三田市地域包括支援センター・高齢者支援センター運営方針(案)

I 方針策定の主旨

三田市地域包括支援センター運営方針は、地域包括支援センター(以下「包括センター」という。)及びそのブランチである高齢者支援センター(以下「支援センター」という。)の運営上の基本的な考え方や業務推進の方針等を明確にし、各センターにおける業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的として定めるものとします。

II 基本的な運営方針

1 地域包括ケアシステム構築

本市では、第7期三田市高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画(以下「第7期計画」という。)に基づき、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、6つの日常生活圏域ごとに包括センター又は支援センターを設置し、地域の身近な安心拠点、高齢者総合窓口として地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

① センターの機能向上に努める。

基幹型地域包括支援センター(以下「基幹型センター」という。)を設置し、基幹型センターにおいては各センターの機能強化・後方支援を行う。

② 保健・福祉・介護の関係機関と医療の連携を強化、地域各種団体や住民が連携した「地域包括ケアシステム」の実現をめざす。

各センターが拠点としての役割を担い、多職種協働と地域住民等の関係者・機関との連携による包括的に高齢者を支援するネットワークの構築を図る。

2 圏域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務

第8期計画における重点項目・各圏域の現状と課題、及び本方針における基本的な運営方針を踏まえたうえで、各センターは地域の特性に応じた運営方針の立案、評価、改善を推進します。

① 各センターは年間事業計画を定め計画的に業務を実施する。

② 適正かつ円滑な運営を確保するため、事業計画の方針及び評価については市及び基幹型センターと相談し作成したうえで、三田市高齢者・介護審議会(地域包括支援センター運営協議会)に諮り助言・指導を受ける。

3 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等とのネットワーク構築

効率的・効果的にセンター業務を遂行し、支援を要する高齢者を把握し適切な支援につなぎ、また、継続的な見守りにより更なる問題発生を防止するには、保健・医療・介護等多職種の協働による取組や民生委員児童委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等の主体的参画が重要となるため、協働と連帯に基づくパートナーシップを軸としてネットワークの構築を推進します。

効率的・効果的にセンター業務を遂行して支援を要する高齢者を把握し適切な支援につなぎ、継続的な

見守りを行うことで更なる問題発生を防止するために、保健・医療・介護等多職種の協働による取り組みや民生委員児童委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等による生活支援の取り組みが重要となるため、協働と連帯に基づくパートナーシップを軸としてネットワークの構築を推進します。

- ① 民生委員児童委員等地域活動者及び関係機関等と日常的な連携、情報交換を行う。
- ② 生活支援コーディネーターと連携・協働して、地域の生活支援体制構築を推進する。

4 介護支援専門員に対する支援・指導の実施

多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続するためには、高齢者や家族が課題に応じあらゆる社会資源を適切に活用できるよう、包括的および継続的に支援を行うことが必要です。このため、介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、各センターにおいて支援を行うことにより介護支援専門員の資質向上を図ります。基幹型センターにおいては、支援センターを後方支援し、全体の環境整備やネットワーク形成を推進します。

- ① 統括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備を行う。
- ② 介護支援専門員への個別支援及びネットワーク形成を支援する。

5 地域ケア会議の運営等

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを構築するための有効なツールであることから、多職種や市民等の地域の関係者間で個別ケースの検討を重ねることにより、地域課題を共有するとともに、課題を解決するための関係者間の調整、ネットワーク化を進めます。

各センターにおいては、個別の地域ケア会議の開催及び生活支援コーディネーターと連携による圏域における地域ケア会議の開催に取り組みます。また、基幹型センターは地域ケア会議が推進されるよう各センターの支援を行うとともに個別ケースについて多職種の関係者が多角的視点から検討を行う自立支援型地域ケア会議を開催して課題解決を支援するとともに、支援センター職員及びケアマネジャーの課題解決力の向上を図ります。

6 市との連携

センター業務及び支援を要する高齢者等への対応を円滑に実施するため、いきいき高齢者支援課をはじめとする市関係部署との連携を図るとともに、基幹型センターにおいて、各センター間の連絡調整・統合支援・関係機関とのネットワーク構築等、センター活動の下支えや全体のとりまとめを行います。

- ① 市と各センターの連携
センター連絡会の定期開催
- ② センター間の連携
職種別・事業別部会の開催

7 公正・中立性確保

センターは、保険者機能を補完する「公共的な機関」であることを認識するとともに、その運営に関する費用は、市民の負担する保険料や国・県・市の公費により賄われていることを十分に理解し、公正かつ中立性の高い事業運営を確保します。

Ⅲ 業務推進の方針

1 総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるようにするため、地域ケア会議の開催等により地域包括ケアシステムの基礎となる地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援を幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスにつなげる等の支援を行います。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの高齢者が外出を控えて自宅で長い時間を過ごす状況となっているため、特に一人暮らしの高齢者に対して関係機関等と連携して見守り等の取り組みを行い、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげます。

- ① 地域におけるネットワーク構築
- ② 実態把握
- ③ 総合相談
- ④ 支援者支援業務

2 介護予防ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう具体的な目標を明確にしつつ、心身の状況や生活環境、生活機能低下の原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、サービス提供を確保します。また、要支援認定者及び基本チェックリストを実施して総合事業対象者に該当した高齢者に対して、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要介護状態等となることを予防するため、適切なサービスが効率的に利用されるよう必要な支援を行います。

3 権利擁護

十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

- ① 成年後見制度の活用
- ② 高齢者虐待への対応
- ③ 措置等への関与
- ④ 消費者被害の防止・地域への啓発
- ⑤ 権利侵害事例検討会及び合同モニタリング【基幹型】
- ⑥ 高齢者虐待防止のネットワークづくり【基幹型】

4 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるには、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じ包括的かつ継続的に支援していくための包括的・継続的ケアマネジメントが重要となることより、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

高齢者支援センターにおいては、基幹型センターと連携し支援者支援業務として実施します。

- ① 日常的個別指導・相談業務

- ② 支援困難事例等への指導・助言業務
- ③ 包括的・継続的な体制の構築業務
- ④ 地域における介護支援専門員のネットワークの形成業務
- ⑤ 地域ケア会議の開催

5 介護予防

すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施し、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することに努めます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「いきいき百歳体操」等通いの場の開催及び参加の見合わせが想定されますが、感染防止に配慮して開催・参加できるよう助言等支援を行うとともに、居宅においても健康を維持できるよう、運動や食生活等の情報提供を行い、必要に応じて通いの場等への参加の呼びかけや必要なサービスにつなぐ等の支援を行います。

- ① 介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る教室等の開催
- ② 地域が主体となって取り組む「いきいき百歳体操」（介護予防に効果的な体操）等介護予防活動の支援及び人材育成

6 認知症（若年性認知症を含む）の人及びその家族等への支援

あらゆる機会を活用し、認知症に関する知識の普及啓発の推進を図り、認知症（若年性認知症を含む）の人の尊厳が守られ安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

また、基幹型センターは、認知症地域支援推進員を配置し、認知症（若年性認知症を含む）の人への効果的な支援を行うために、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図るとともに、認知症初期集中支援チームを設置し、専門医の指導の下、初期の支援を包括的・集中的に行い、認知症（若年性認知症を含む）の人の自立生活のサポートを行います。

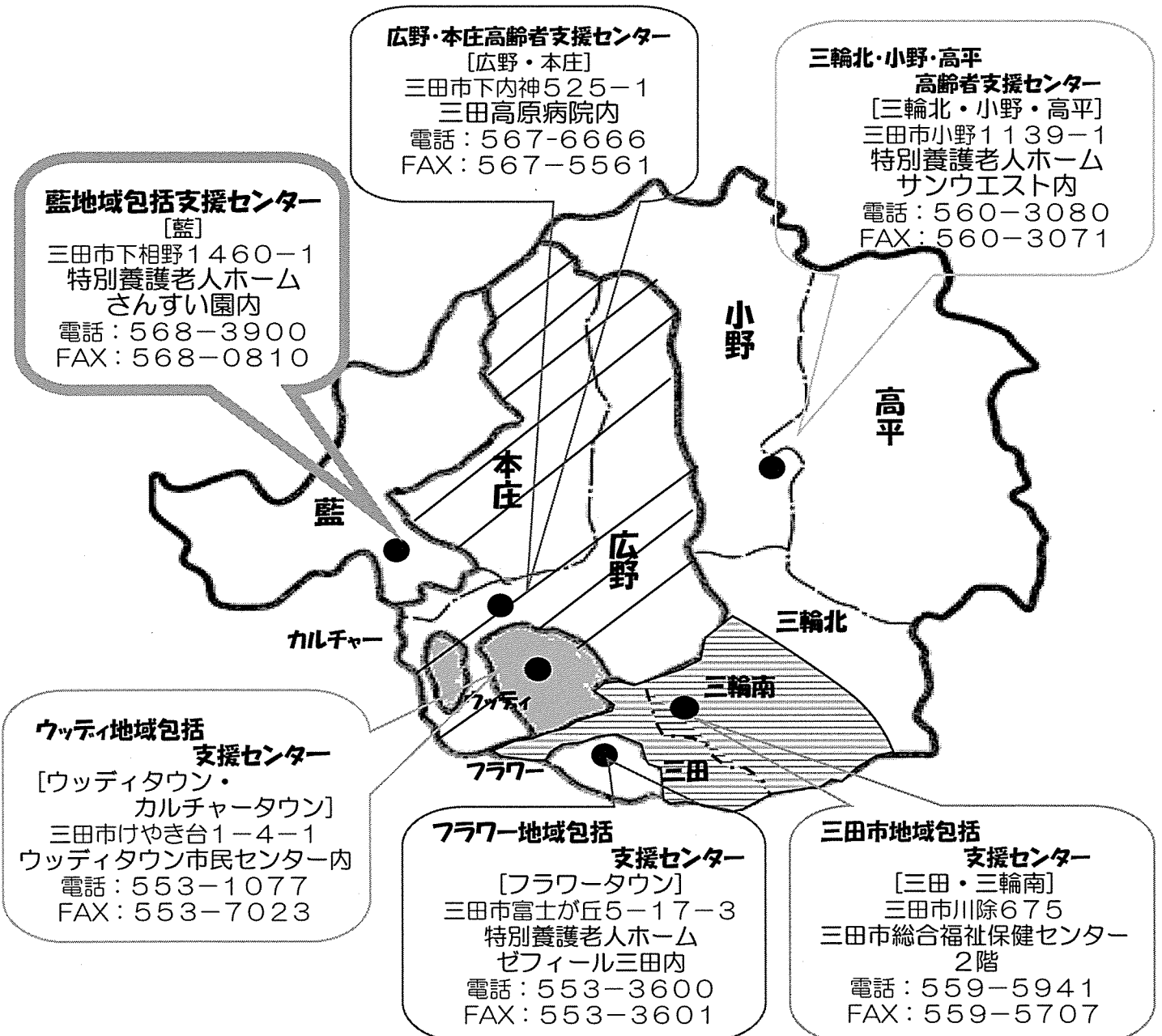
- ① 認知症に関する知識や理解についての周知啓発
- ② 認知症カフェの支援等、家族や当事者の交流の機会提供の取り組み
- ③ 地域包括・高齢者支援センターの職員の対認知症ケアのスキル向上【基幹型】
- ④ 認知症関係の事業を実施する関係団体との連携【基幹型】
- ⑤ 地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支える事業の実施【基幹型】

藍高齢者支援センターの地域包括支援センター化について

本市では、概ね中学校区を単位として6つの日常生活圏域を設定し、各圏域に地域の身近な高齢者の総合相談窓口、地域包括ケアの拠点として地域包括支援センター・高齢者支援センターを配置している。

高齢者支援センターは担当地区での「包括的支援事業」を担い、地域包括支援センターは担当地区の「包括的支援事業」及び「指定介護予防支援業務」を担当しながら、地域住民活動や関係機関等とのネットワークを形成し、地域の高齢者を包括的に支援する地域包括ケア体制の構築に取り組んでおり、圏域ごとの高齢者人口の増加（3,000人を超過）にあわせて、高齢者支援センターを順次地域包括支援センター化している。

また、令和3年度からの第8期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）においても重点施策の1つの地域包括ケア推進拠点の機能強化として、圏域の人口状況に応じた高齢者支援センターの地域包括支援センター化を定めており、現在、藍圏域においては、高齢者人口が3,220人（1月末）となっていることから、令和3年4月より藍高齢者支援センターを地域包括支援センター化する。



【資料：2-③】

令和3年度 地域包括支援センター・高齢者支援センター収支予算状況（内示）

（円）

		三田市地域 包括支援 センター	フラワー地域 包括支援 センター	ウッディ地域 包括支援 センター	藍地域 包括支援 センター	広野・本庄 高齢者支援 センター	三輪北・ 小野・高平 高齢者支援 センター
歳 出	人件費	78,169,762	28,564,000	38,817,676	20,296,476	11,379,789	11,237,600
	事業費 ※	24,478,343	7,653,200	9,527,888	8,473,389	1,299,010	1,434,140
歳 入	介護報 酬等	28,850,784	10,999,000	13,741,488	7,881,624		
歳出－歳入		73,797,321	25,218,200	34,604,076	20,888,241	12,678,799	12,671,740

※地域介護予防活動支援事業(いきいき百歳体操推進)等事業を含む

令和3年度職員数(予定:予算要求時の想定)

	三田市地域包括 支援センター		フラワー地域 包括支援 センター	ウッディ地域 包括支援 センター	藍地域 包括支援 センター	広野・本庄 高齢者支援 センター	三輪北・ 小野・高平 高齢者支援 センター
	基幹	地域型					
保健師等	2(※1)	1	1	1	1	1	1
社会福祉士	1	3(※2) (※3)	1	2	1	1	1
主任介護支 援専門員	1	1	1	1	1		
介護支援専 門員	4		3	3	1		
その他	2						
計	10	5	6	7	4	2	2

※1：内1名は認知症地域支援推進員兼認知症初期集中支援チーム員

※2：内1名は認知症初期集中支援チーム員兼務

※3：内1名は高齢者住宅安心確保事業兼務